

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第56条の3
処分の概要	補助金の返還命令
法令の定め	第56条の3 都道府県及び市町村は、次に掲げる場合においては、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 一 補助金の交付条件に違反したとき 二 詐欺その他の不正な手段をもって、補助金の交付を受けたとき 三 児童福祉施設の経営について、営利を図る行為があったとき 四 児童福祉施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき
処分基準	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対し具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準を設定していない。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 ○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係 児童相談係 自立支援係 (電話番号：011-231-4111 内線 25-767、25-773、25-777)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)